

土地改良区の役員・職員の皆さんへ

所有者が分からぬ農地 解消できます

どうしよう？と心配していませんか



相続人が全員相続放棄した。
賦課金の徴収ができない…。

(土地改良区運営への支障)



所有者が分からず地元調整が進まない。
事業が始められない…。

(土地改良事業実施への支障)



所有者に連絡がつかない。
換地の調整が進まない…。

(換地手続への支障)



このような課題の解消には、
所有者不明土地管理制度の活用が有効です！

制度は聞いたことがある。
でも専門的でハードルが高そう…。



実は難しくない制度です！ 補助もあります！

- 制度を活用することにより、**土地の売却**や**不換地の同意**などができます。
- 弁護士等に依頼することも可能です。
- 活用への支援として、土地連のサポートや土地改良区への補助もあります。
(土地改良区機能強化支援事業 (国庫補助2分の1))

制度の流れは裏面をご覧ください！

所有者不明農地を解消する3つのステップ

ステップ1 所有者の探索

登記簿のほか、戸籍や住民票等を調べます。この調査を**弁護士等に依頼**した場合には、その**費用は補助の対象**です。
(土地改良区が所有者の探索を自ら行う場合であっても、補助の対象です。)
また、土地連からサポートを受けることができます。

なお不明の場合（※1）

所有者が判明した場合（※2）

所有者と調整し、課題を解消。

ステップ2 裁判所への申立等

土地改良区が利害関係人として、所有者不明土地管理命令について地方裁判所に申し立てます。申立てに必要な書類の作成を**弁護士等に依頼**する場合、その**費用も補助の対象**です。
(土地改良区が申立書の作成を自ら行う場合であっても、補助の対象です。)
また、地方裁判所に納付する**予納金も補助の対象**です。

※管理終了後、予納金の一部が返還された場合には、当該返還額に応じて補助金を返還する必要があります。

ステップ3 管理人による所有者不明農地の処分等

選任された管理人が地方裁判所から許可を得て、地域の担い手農家等への**売却**や、ほ場整備事業において**不換地の同意**などして、所有者不明農地を解消します。

※1 農地の買い手をあらかじめ調整しておくことにより、以後の手続きがスムーズに進みます。

※2 所有者の一部のみが判明した場合、所在不明の共有者の持分相当額を供託することにより、不明共有持分を取得する方法もあり、補助の対象です。この場合も土地連、県等へご相談ください。



所有者不明土地の解消に向けて、まずはお気軽ご相談ください！

- ○○県土地改良事業団体連合会 電話：
- ○○県○○課 ○○担当 電話：
- ○○農政局土地改良管理課 ○○係 電話：